

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年7月18日

【会社名】 スターゼン株式会社

【英訳名】 Starzen Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 横田 和彦

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目5番7号

【電話番号】 03(3471)5521(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 石神 幸長

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目5番7号

【電話番号】 03(3471)5521(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 石神 幸長

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、2024年7月11日に提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

提出理由

3【訂正内容】

訂正箇所には下線を付して表示しております。

提出理由

(訂正前)

当社は、本日開催の取締役会の決議により、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めること等を目的として、所定の要件を満たす当社の取締役5名、執行役員10名及び従業員92名（以下、取締役及び執行役員をそれぞれ「対象取締役」「対象執行役員」といい、両者を総称して「対象役員」といいます。また、従業員を「対象従業員」といい、対象役員及び対象従業員を総称して「対象者」といいます。）に対して金銭報酬債権（従業員の場合は金銭債権。以下同じ。）合計[PP×NN]円の現物出資と引換えに当社の普通株式[NN]株（以下「本割当株式」といいます。）を処分すること（以下「自己株式処分」といいます。）を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

(訂正後)

当社は、本日開催の取締役会の決議により、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めること等を目的として、所定の要件を満たす当社の取締役5名、執行役員10名及び従業員92名（以下、取締役及び執行役員をそれぞれ「対象取締役」「対象執行役員」といい、両者を総称して「対象役員」といいます。また、従業員を「対象従業員」といい、対象役員及び対象従業員を総称して「対象者」といいます。）に対して金銭報酬債権（従業員の場合は金銭債権。以下同じ。）合計124,813,755円の現物出資と引換えに当社の普通株式39,813株（以下「本割当株式」といいます。）を処分すること（以下「自己株式処分」といいます。）を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

以 上